

逗子市下水道事業におけるウォーターPPP導入に向けた マーケットサウンディング調査 事業説明書



逗子市広報キャラクター シズオ

令和8年1月14日（水）
場所：逗子市浄水管理センター
神奈川県逗子市環境都市部下水道課

目次

1. 逗子市の事業背景	3	5. 参加形態	22
1.1 公共下水道の現状	4	5.1 参加形態の任意性	23
1.2 事業概要	5	5.2 共同企業体（JV）の構成例	24
1.3 施設概要	6	5.3 企業連合（コンソーシアム）の構成例	25
2. 新たな官民連携手法の導入	7	6. 別途調達業務への参加	26
2.1 ウォーターPPPについて確認	8	6.1 関連業務の受託可否	27
2.2 事業手法高度化への遷移	9	6.2 関連業務への参加方法	28
2.3 導入スケジュール	10	6.3 別途更新工事における参画可否のまとめ	29
3. 対象施設	11	7. 対象業務に関する要求	30
3.1 対象施設の諸元	12	7.1 対象業務の要求事項	31
3.2 特記事項	13	7.2 統括マネジメントに関する要求	32
3.3 施設情報に関する開示の予定	14	7.3 計画策定業務に関する要求	34
4. 導入にあたっての前提	15	7.4 処理場・ポンプ場等の性能全般に関する要求	36
4.1 導入障壁（処理場等）	16	7.5 管路施設の性能全般に関する要求	37
4.2 処理場再整備の問題（施工障壁）	17	7.6 処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求	38
4.3 処理場再整備の影響（維持管理影響）	18	7.7 管路施設の維持管理に関する要求	46
4.4 導入障壁（管路施設）	19	7.8 工事発注支援に関する要求	50
4.5 管路施設の情報不備（導入障壁）	20	7.9 処理場・ポンプ場等及び管路施設の改築に関する要求	51
4.6 候補スキームの選択	21	7.10 契約終了時の措置に関する要求	53
		8. アンケートの実施と今後のスケジュール	55
		8.1 アンケート協力をお願い	56
		8.2 今後のスケジュール	57

1. 逗子市の事業背景

1. 逗子市の事業背景

1.1 公共下水道事業の現状

逗子市が抱えるヒト、モノ、カネにおける課題

ヒト（人材）

- 将来において職員数減少の恐れがあり、充実した行政サービスの提供に懸念

モノ（施設）

- 各施設の老朽化が懸念されるため、計画的、効率的な管理が必要

カネ（財政）

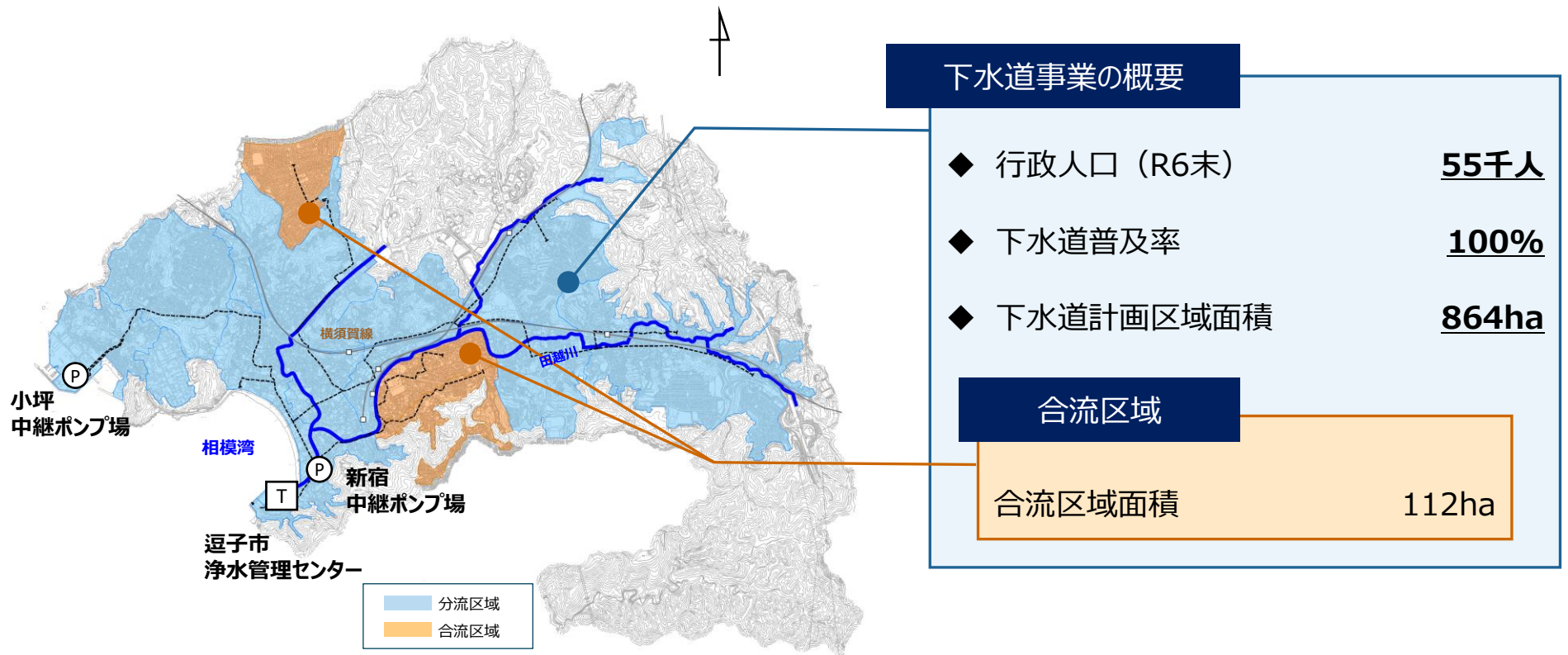
- 経費回収率が80%前後で推移しているため、収支構造の適正化に向けた取組が必要

今後、加速度的にヒト、モノ、カネの課題が顕在化

1. 逗子市の事業背景

1.2 事業概要

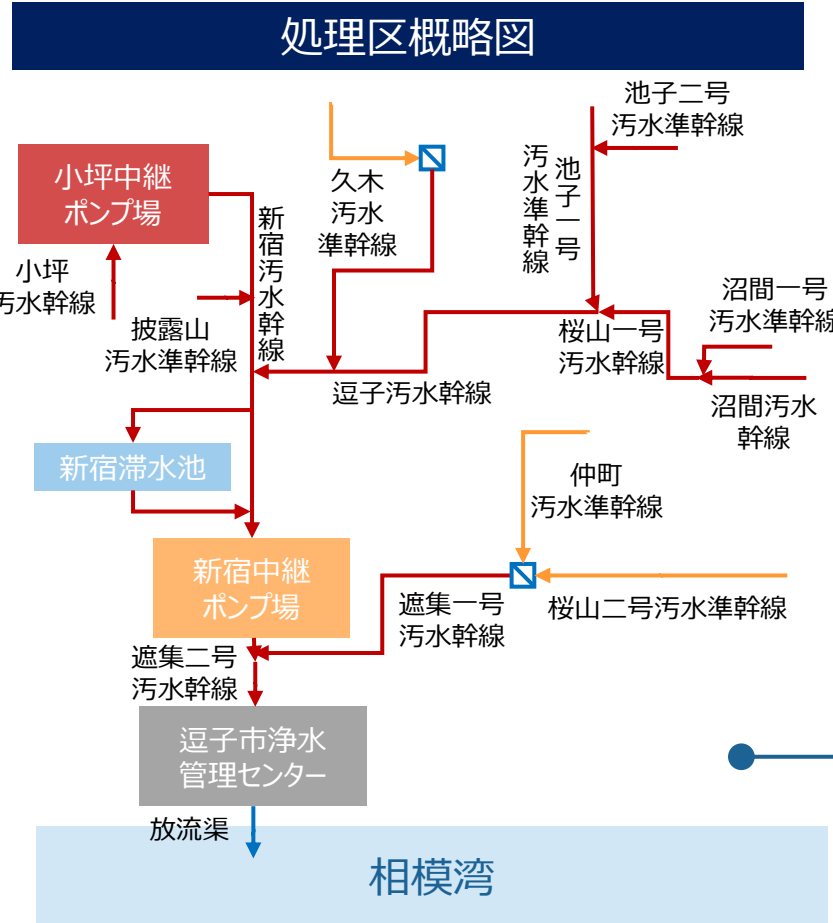
人口5万5千人に対し、1処理場と2ポンプ場並びに管きょ延長約255kmを保有



1. 逗子市の事業背景

1.3 施設概要

ウォーターPPPの対象となる桜山処理区は、浄水管理センター他数種の施設にて構成



項目	摘要
処理区名	桜山処理区
供用開始	1972年（昭和47年）
処理区面積	864ha うち合流112ha
保有施設	<ul style="list-style-type: none"> 逗子市浄水管理センター <ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準活性汚泥法 28,100 m³/日 新宿中継ポンプ場 <ul style="list-style-type: none"> 揚水能力：25.14m³/分（晴天時最大） 36.81m³/分（雨天時最大） 小坪中継ポンプ場 <ul style="list-style-type: none"> 揚水能力：1.6m³/分（晴天時最大） 新宿滞水池 <ul style="list-style-type: none"> 容量：1,100m³ マンホールポンプ 11箇所 スクリーン 2箇所 管路施設 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 管路延長 約255 km ✓ マンホール 約13,500箇所
排除方式	分流式（一部合流）
放流先	相模湾

2. 新たな官民連携手法の導入

2. 新たな官民連携手法の導入

2.1 ウォーターPPPについて確認

新たに導入された管理・更新一体マネジメント方式を主体に ウォーターPPP手法の導入について検討中

ウォーターPPP	
公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3. 5]
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年)
性能発注	性能発注
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事
	【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)
運営権(抵当権設定)	
利用料金直接収受	

- コンセッション方式へ段階的に移行するために設けられた官民連携方式として以下を要件化
 - ① 長期契約(原則10年)
 - ② 性能発注
 - ③ 維持管理と更新の一体マネジメント
 - ④ プロフィットシェア

2. 新たな官民連携手法の導入

2.2 事業手法高度化への遷移

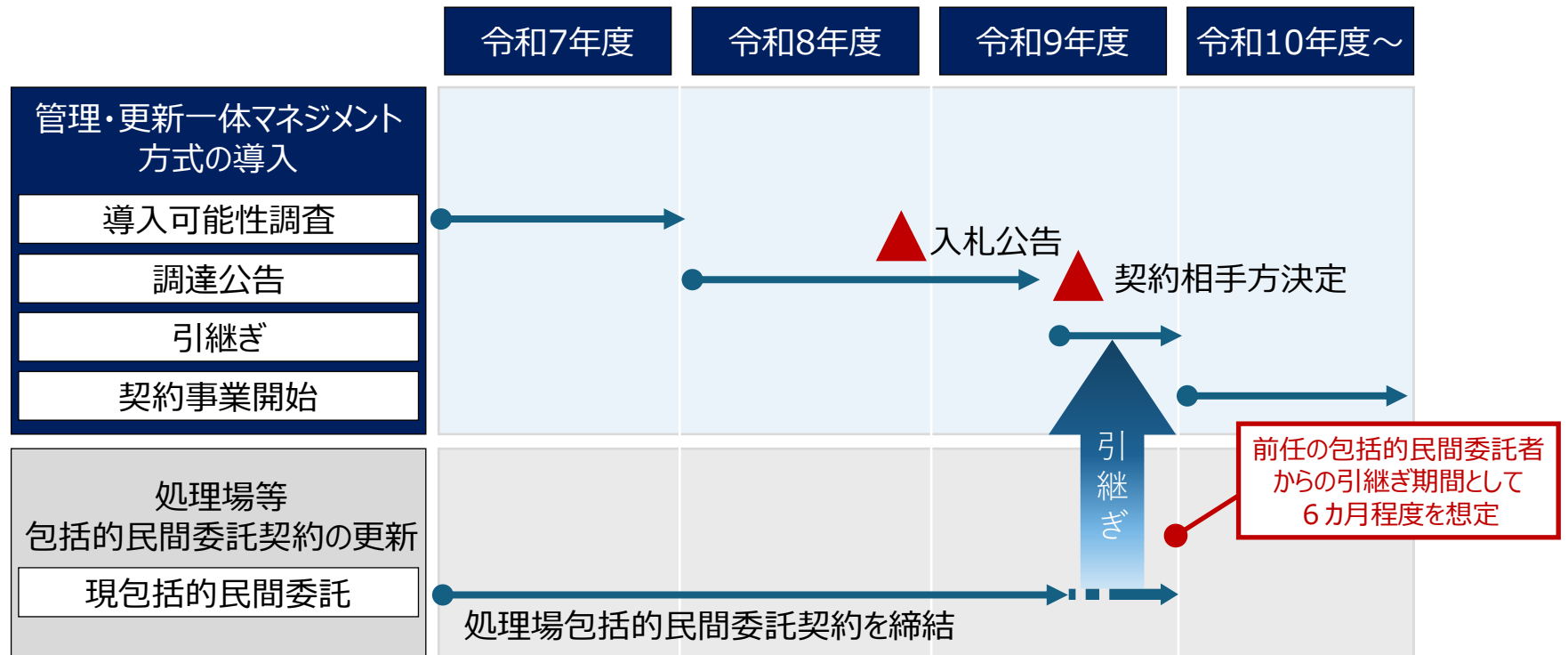
委託範囲の拡張とともに、事業手法の高度化に向け管理・更新一体マネジメントを導入予定

対象業務		従来型PPP (範囲の拡張)		ウォーターPPP (事業手法の高度化)		
		包括的民間委託 (レベル2.0)	包括的民間委託 (レベル3.0)	管理・更新一体マネジメント (レベル 3.5)		公共施設等運営事業 (レベル 4.0)
				更新支援型	更新実施型	
全般管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 維持管理業務全般にわたる計画・管理 ✓ 苦情対応 	○	○	○	○	○
保全管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日常の点検計画・管理 ✓ 修繕業務 	△ 小規模修繕に限る	○	○	○	○
運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日常の運転管理 ✓ 各種試験 ✓ ユーティリティ管理 	○	○	○	○	○
調達管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保全・運転管理で使用する器具・材料の調達 	○	○	○	○	○
更新支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 更新計画案作成 ✓ コンストラクションマネジメント (CM) 	-	-	○ 更新支援による行政業務の補完	○	○
更新工事	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設計 ✓ 施工 	-	-	-	○ 更新工事を含めた業務の一体化	○
事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資金調達 ✓ 料金収受 ✓ 事業運営 	-	-	-	-	○ 利用料金を原資として運営権を移譲

2. 新たな官民連携手法の導入

2.3 導入スケジュール

令和10年度から管理・更新一体マネジメント方式を導入予定



3. 対象施設

3. 対象施設

3.1 対象施設の諸元

管理・更新一体マネジメント方式を桜山処理区内の 処理場・ポンプ場、その他施設、管路施設に対し適用予定

浄水管理センター	
項目	摘要
供用開始	1972年
処理方式	標準活性汚泥法
排除方式	分流式、一部合流式
処理能力	晴天日最大 38,300m ³ /日 雨天日最大 110,300m ³ /日
処理場敷地面積	212a
計画放流水質	BOD 15mg/L
全体計画	目標年次 2040年度（令和22年度）
	下水道計画区域内人口 50,000人
	計画汚水量（日最大） 28,100m ³ /日
事業計画	計画年次 2027年度（令和9年度）
	下水道計画区域内人口 53,600人
	計画汚水量（日最大） 30,000m ³ /日

新宿中継ポンプ場	
項目	摘要
供用開始	1972年
種別	合流ポンプ場
揚水量	晴天時最大 25.14m ³ /分 雨天時最大 36.81m ³ /分
能力	9.6m ³ /分×2台、19.2m ³ /分×2台

小坪中継ポンプ場	
項目	摘要
供用開始	1984年
種別	汚水ポンプ場
揚水量	晴天時最大 1.60m ³ /分
能力	0.95m ³ /分×3台

その他	
項目	摘要
保有施設*	雨水滞水池 1箇所
	マンホールポンプ 11箇所
	スクリーン 2箇所

管路施設	
項目	摘要
保有施設	延長：汚水 約169km、雨水 約56km、 合流 約30km マンホール：汚水 約9,910基、 雨水 約2,200基、 合流 約1,370基
	管径 円形 250～1800mm 矩形1200×1200 ～2500×1800mm

* オペレーションの類似性に鑑み、マンホールポンプ・スクリーン等を除く管路施設（分流汚水・分流雨水・合流）を対象として設定。

3. 対象施設

3.2 特記事項

合流施設の雨天時対応として、発注者のリスク負担を前提に現場対応支援を委嘱

発生事象	対象施設	異常発生時の対応	対応者		発生リスク	リスク分担		既存リスク 分担 の適用	
			発注者	受注者		発注者	受注者		
施設機能超過	蓋飛び	管路施設	被害状況確認	○	—	第三者への損害 (人的・物的)	○	—	第三者 賠償リスク
			関係機関調整	○	—				
			現場対応支援	—	△				
			事後対応(蓋替え等)	—	○				
	雨汚水の溢水	管路施設	被害状況確認	○	—	第三者への損害 (人的・物的)	○	—	施設損傷 リスク
			関係機関調整	○	—				
			現場対応支援	—	△				
			事後対応(蓋替え等)	—	○				
...	

**異常発生時の対応
責任区分**

**異常発生時の損害に対する
弁済リスクの分担**

契約規定
に反映

3. 対象施設

3.3 施設情報に関する開示の予定

今後以下の施設情報を開示予定

項目	摘要
下水道法事業計画	✓ 下水道法事業計画図書一式（最新）
下水道事業経営戦略	HPにて公開済※1 ✓ 逗子市公共下水道経営戦略
下水道事業会計決算書	HPにて公開済※2 ✓ 逗子市下水道事業会計決算書（R1～6）
処理場再整備構想	HPで公開済※3 ✓ 令和2年度浄水管理センター再整備基本構想策定業務委託 検討報告書 ✓ 令和3年度 逗子市浄水管理センター再整備基本構想策定業務委託 業務報告書（概要版）
下水道台帳	HPで公開済※4 ✓ 下水道台帳

※1 <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/suido/1001970/1001982/1001986.html>

※2 <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/suido/1001970/1001982/1001984.html>

※3 <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/suido/1001970/1002004/1002006.html>

※4 <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/suido/1001970/1009593/index.html>

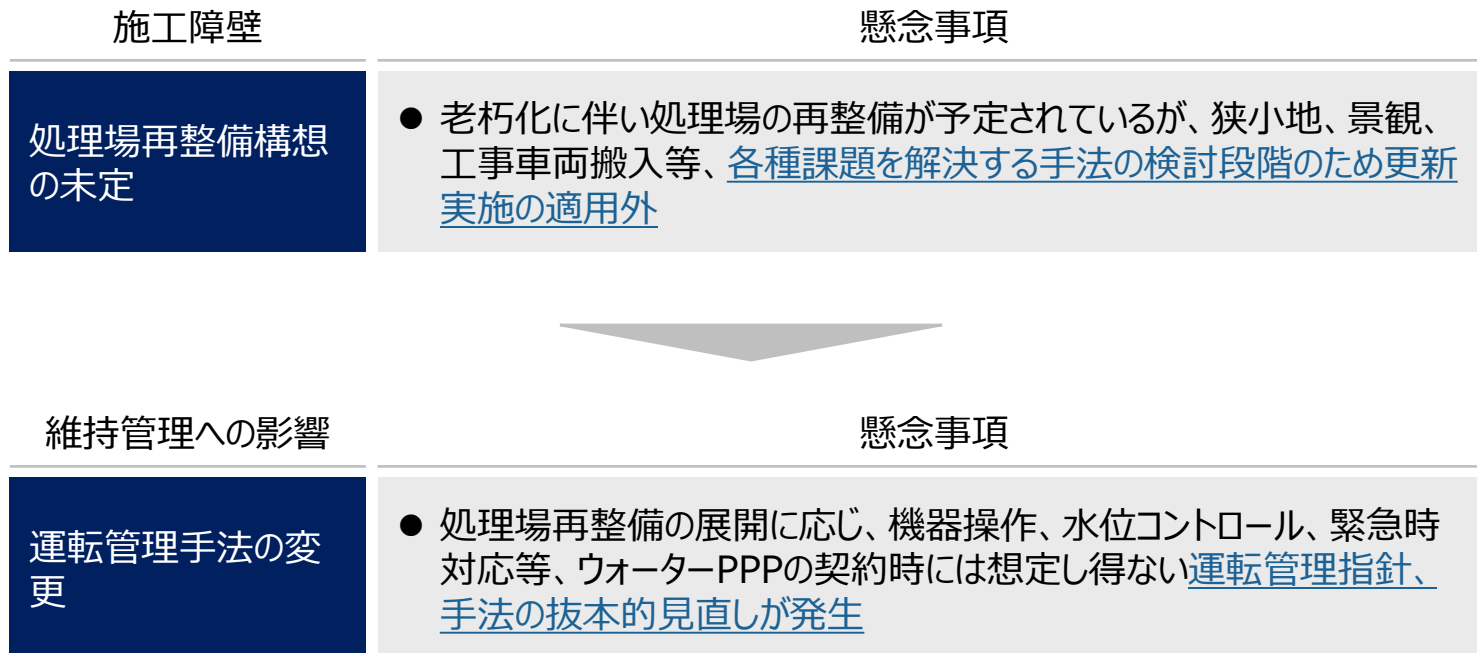
項目	摘要		
SM 計画	管路施設	1期	✓ 逗子市公共下水道管路施設ストックマネジメント基本計画策定業務委託 報告書 平成30年3月
			✓ 逗子市公共下水道管路施設ストックマネジメント修繕・改築計画策定業務委託 成果品一式 令和2年3月
		2期	✓ 逗子市公共下水道ストックマネジメント基本計画策定業務委託（管路施設） 成果品一式 令和6年3月
			✓ 逗子市公共下水道管路施設ストックマネジメント修繕・改築計画策定業務委託 成果品一式 令和7年3月
	処理場・ポンプ場等	1期	✓ 逗子市公共下水道ストックマネジメント基本計画策定業務委託（処理場・ポンプ場等） 成果品一式 平成30年3月
			✓ 逗子市公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託（処理場・ポンプ場等） 成果品一式 平成31年2月
総合地震計画			✓ 逗子市公共下水道管路施設総合地震対策計画策定業務委託 成果品一式 令和4年3月
			✓ 逗子市管路耐震詳細診断業務委託 成果品一式 令和5年3月
			✓ 逗子市管路耐震詳細診断業務委託 成果品一式 令和6年3月

4. 導入にあたっての前提

4. 導入にあたっての前提

4.1 導入障壁（処理場等）

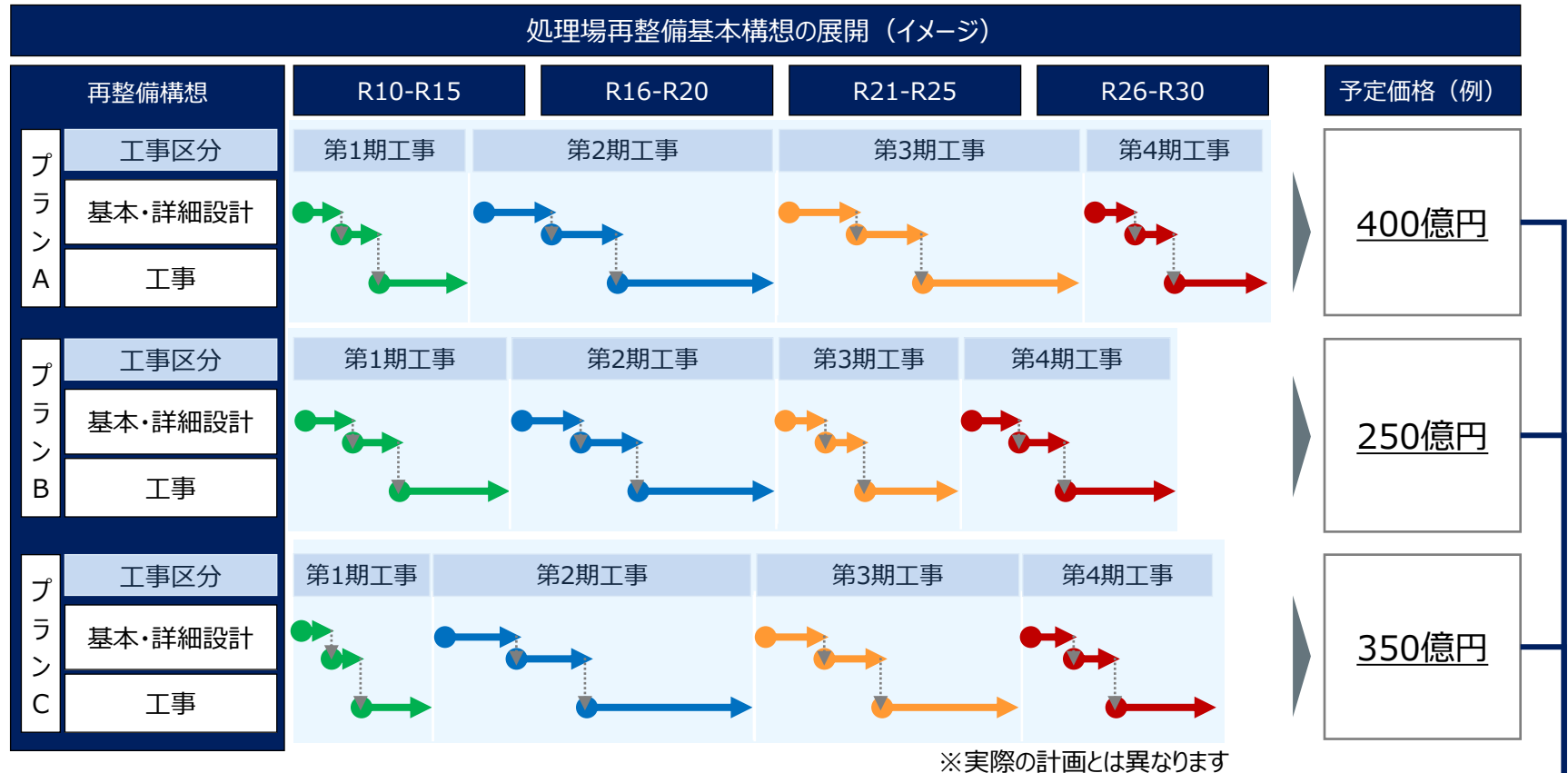
処理場等の施工実施にあたり障壁が潜在し、維持管理にも影響が発生



4. 導入にあたっての前提

4.2 処理場再整備の問題（施工障壁）

ウォーターPPPの実施期間内に処理場再整備構想が展開されるため、
契約時に工事目的物が特定できない

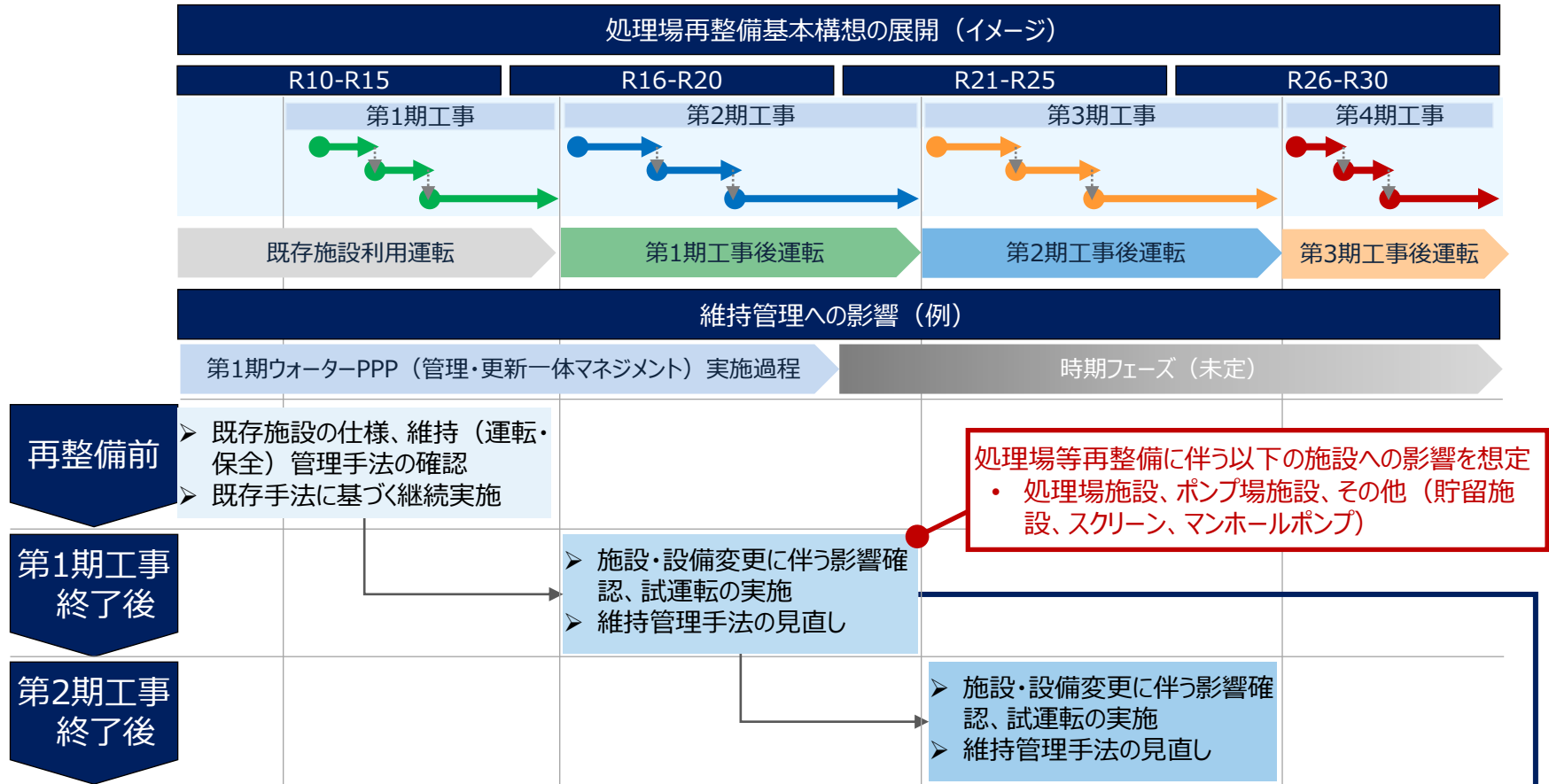


令和10年度以降での処理場再整備構想プラン確定に伴い、事業内容、
価格、工期、工程などを含む契約変更が必須

4. 導入にあたっての前提

4.3 処理場再整備の影響（維持管理影響）

処理場再整備の展開に応じ施設要件が変わるため、運転・保全管理方法の見直しが必要



第1期ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）実施期間中に、施設・設備の更新の可能性が高く、再整備前には想定し得ない保全・運転管理への影響が発生

4. 導入にあたっての前提

4.4 導入障壁（管路施設）

管路施設の施工実施にあたり障壁が潜在

施工障壁

管路施設の現状把握が未了






懸念事項

- 管路施設の状況確認が及んでいない箇所があり、長期に及ぶ工事対象の特定に足る情報が不足

4. 導入にあたっての前提

4.5 管路施設の情報不備（導入障壁）

管路施設の更新工事対象物を特定し、発生費用を同定するための情報が不足

管路施設に関する情報整備の充足状況			
	整備状況	情報特性	計画対象期間
SM 基本計画		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中長期で調査すべき管路施設について整理済 ✓ 長期の点検・調査・修繕・改築量に関する情報が1期時点の暫定数量（R10見直し予定） 	全体 R1～36 第1期:R1～5 第2期:R6～10
第1期 修繕・改築 計画		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設計・工事数量および概算事業費について整理済 	R1～5
第2期 修繕・改築 計画		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各年度における設計・工事数量および概算事業費について整理済* 	R6～10
第3期 修繕・改築 計画		<ul style="list-style-type: none"> ✓ R10基本計画見直し後、策定予定 	R11～15 (予定)
既存施設 情報		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 下水道台帳整備済 ※ 下水道台帳のほか、改築更新を行うにあたっては現地確認が必要 	-

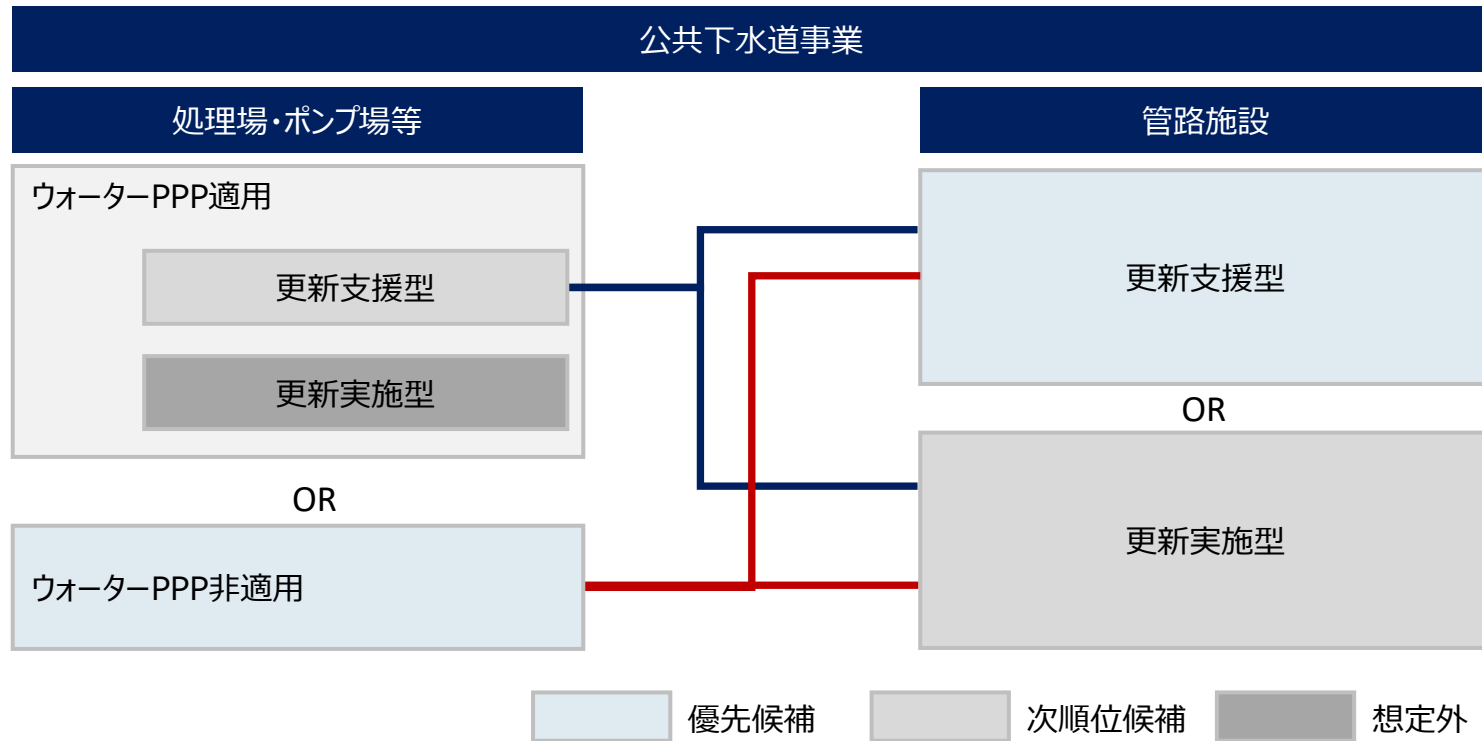
* 調査においては毎年、調査後必要に応じて翌年度設計、翌々年度工事

長期に渡る更新対象施設を特定するための情報が十分でないことに加え、既存管路施設の布設状況を確認するための情報が不足しており施工に先立ち情報の整備が求められる状況

4. 導入にあたっての前提

4.6 候補スキームの選択

処理場・ポンプ場等、管路施設を主体とし管理・更新一体マネジメント方式の適用を検討中



優先、次順位候補スキームの対応可否について確認

5. 参加形態

5. 参加形態

5.1 参加形態の任意性

多種多様な業務に対応し得る共同企業体（JV）又はコンソーシアムによる参加を想定

共同企業体 (JV:Joint Venture)

- 複数の企業が一つの工事や事業を共同で受注・施工するために結成される組織体。
- 法的には民法上の「組合」に該当し、法人格を持たない。

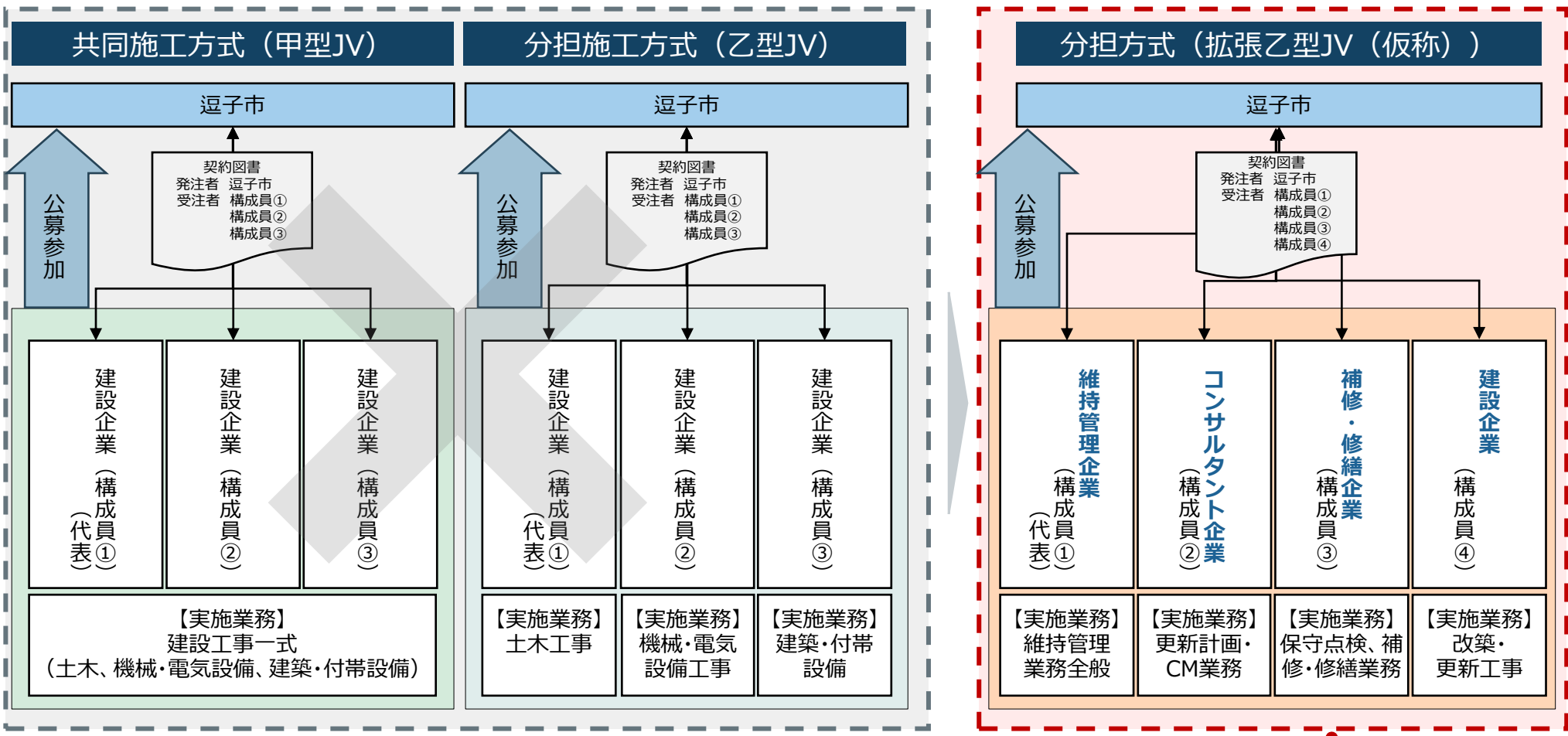
企業連合 (コンソーシアム)

- 特別目的会社（SPC）の設立を前提とし、資金調達を含めた多種多様な業務に対応可能な組織体。

5. 参加形態

5.2 共同企業体 (JV) の構成例 (更新支援型・更新実施型に適用)

拡張乙型JV形成を前提とした参加形態

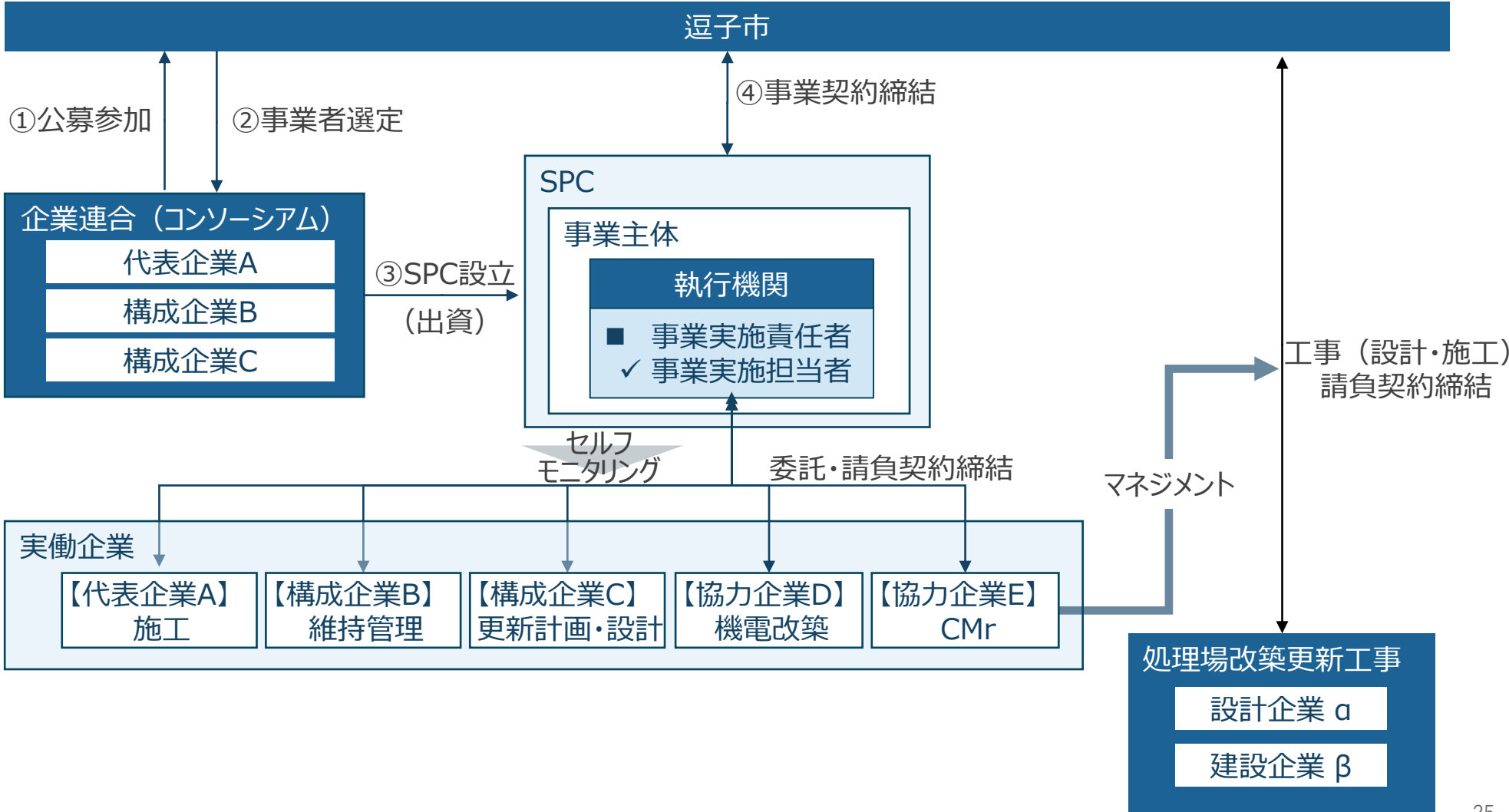


共同企業体運用準則の乙型をもととした、管理更新一体マネジメントを前提とした共同企業体の構成例

5. 参加形態

5.3 企業連合（コンソーシアム）の構成例（更新実施型に適用）

SPC設立を前提とした企業連合（コンソーシアム）による参加形態



6. 別途調達業務への参加

6. 別途調達業務への参加

6.1 関連業務の受託可否

更新支援型の受託者と市が別途調達する更新工事（設計・施工）の関係

調達形態	市が別途調達する更新工事（設計・施工）への参画可否
レベル3.5 (更新支援型)	<ul style="list-style-type: none">● 当該事業の受託者が更新工事を受託できるかは、管理者の任意※● ただし、当該事業の受託者は、<u>工事（設計・施工）調達に係る市の背景情報</u>を知り得るため、公平性・透明性・競争性が阻害されることから、<u>元受けとしての参画は、設定するマネジメント要件に応じ可否を判断</u>
レベル3.5 (更新支援型+CM)	<ul style="list-style-type: none">● 上記に加え、当該事業の受託者は、市が別途調達する<u>更新工事（設計・施工）の監理業務を客観的立場にて行う者</u>であり、<u>独立性が損なわれる</u>ため、<u>元受けとして参画は不可</u>
レベル3.5 (更新支援型+設計)	<ul style="list-style-type: none">● 上記に加え、対象業務に設計業務が含まれる場合には、<u>設計成果物を含め工事関連情報を予め知り得る立場</u>であることから、<u>元受けとして参画は不可</u>
レベル3.5 (更新実施型)	<ul style="list-style-type: none">● 上記に加え、対象業務に設計・施工が含まれる場合には、<u>設計成果物を含め工事関連情報を予め知り得る立場</u>であることから、<u>元受けとして参画は不可</u>

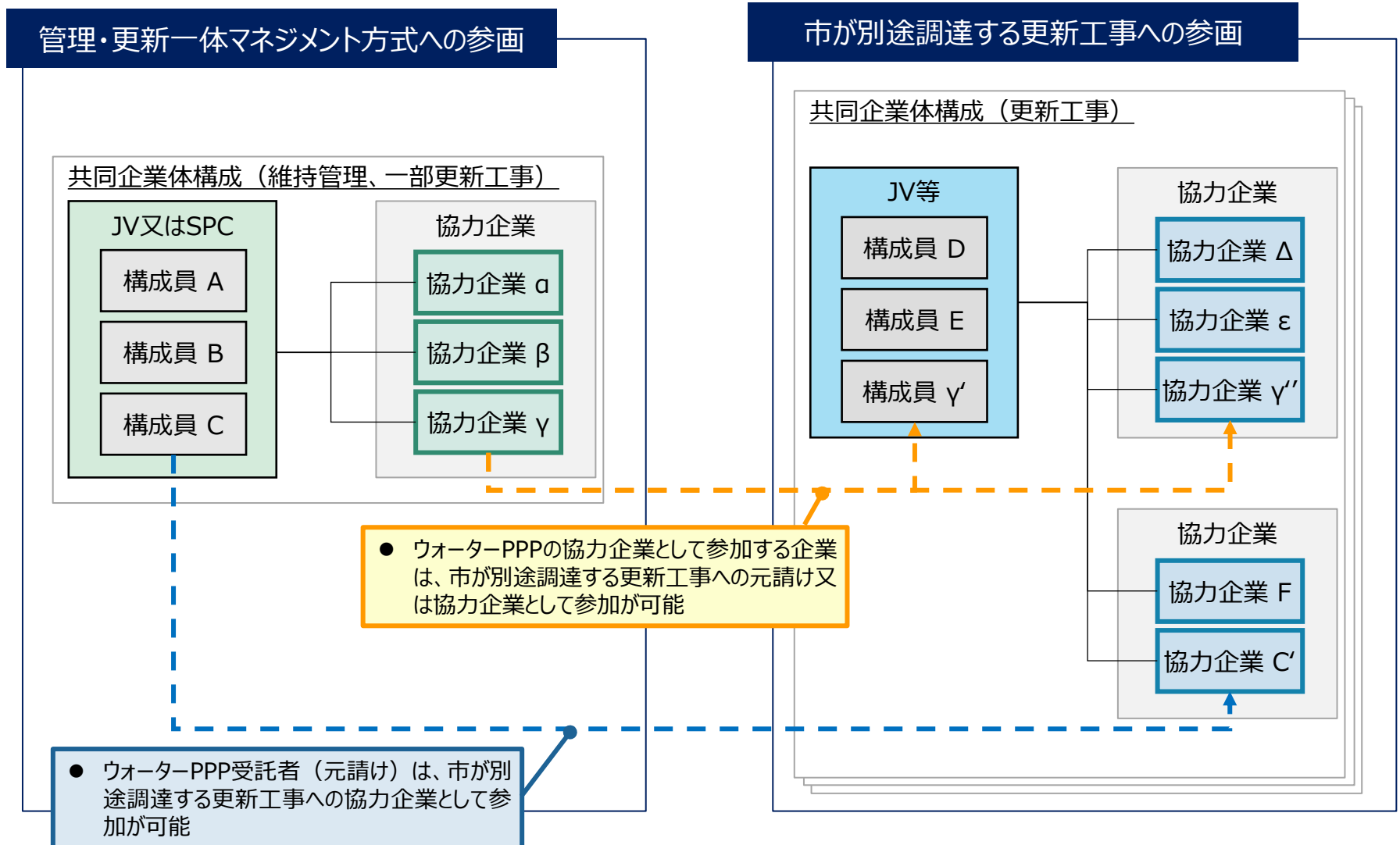
※ 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第2.0版

市が現時点で導入を予定する事業スキーム

6. 別途調達業務への参加

6.2 関連業務への参加手法

ウォーターPPP受託関連企業の、別途調達工事（設計・施工）への参加形態



6. 別途調達業務への参加

6.3 別途更新工事における参画可否のまとめ

管理・更新一体マネジメントの受託者においては、別途調達工事の参加にあたり留意が必要

管理・更新一体マネジメント (W-PPP) 参加形態		別途更新工事への参加可否	
		構成員	協力企業
レベル3.5 (更新支援型)	構成員	△	○
	協力企業	○	○
レベル3.5 (更新支援型+CM)	構成員	×	○
	協力企業	○	○
レベル3.5 (更新支援型+設計)	構成員	×	○
	協力企業	○	○
レベル3.5 (更新実施型)	構成員	×	○
	協力企業	○	○

- W-PPP構成員は別途更新工事の調達情報を知り得ない場合に限り、構成員としての参画が可能

- W-PPP構成員は別途更新工事の調達に充足する情報を事前に知り得るため、別途更新工事へ構成員として参画することは不可（公平性、透明性、競争性を担保）

7. 対象業務に関する要求

7. 対象業務

7.1 対象業務の要求事項

市が想定する要求事項の構成について市場妥当性を確認

業務分類	対象業務（要求項目）		
統括マネジメントに関する要求	<ul style="list-style-type: none"> 運営計画の作成 内部統制 モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理 技術管理 環境対策 	<ul style="list-style-type: none"> データの取扱い 個人情報保護 その他
計画策定業務に関する要求	<ul style="list-style-type: none"> ストックマネジメント計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 修繕・改築計画の策定 地震対策計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 雨天時浸入水対策計画の策定
処理場・ポンプ場等の性能全般に関する要求	<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理に関する業務 汚泥処理に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止に関する業務 耐震基準に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> 事業終了時の施設状況に関する業務
管路施設の性能全般に関する要求	<ul style="list-style-type: none"> 適切な流下能力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 事業終了時の施設状況に関する業務 	
処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理全般に関する業務 維持管理計画書に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理報告書の提出 処理場・ポンプ場等における運転管理に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> 処理場・ポンプ場等における保全管理に関する業務 その他
管路施設の維持管理に関する要求	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理全般に関する業務 維持管理計画書に関する業務 巡視、点検、調査等業務 	<ul style="list-style-type: none"> 修繕に関する業務 緊急時及び災害対応等業務 安全管理に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> 住民対応業務※ その他
工事調達支援に関する要求	<ul style="list-style-type: none"> 工事発注支援に関する業務（設計図書・数量・積算） 		
処理場・ポンプ場等および管路施設の改築に関する要求（更新実施型の場合）	<ul style="list-style-type: none"> 改築工事に伴う業務 	<ul style="list-style-type: none"> その他 	
契約終了時の措置	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備の取扱いに関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> 引継ぎに関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> その他

※ 24時間窓口対応、定型事象の応急復旧、定型外事象に対する市への報告・対応確認

7. 対象業務に関する要求

7.2 統括マネジメントに関する要求

事業全体の最適化と円滑な進行を目的とした要求事項（水準）（1/2）

統括マネジメントに関する要求				
No.	対象業務（要求項目）	対象	対象期間	要求事項（水準）
1	運営計画の作成	長期運営計画（10年）	令和10年度～令和19年度	技術提案を踏まえた、運営体制、各種計画、維持管理及び更新並びにその他本事業実施に当たり附帯する業務全般に関する計画の策定
		短期運営計画（1年）	事業期間中の各年度	維持管理及び更新に関する当該年度の主要事項を含む計画の策定
2	内部統制	－	－	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針（内部統制の体制と方法、倫理行動基準、情報セキュリティの確保、内部通報及び外部通報、不正防止）の明確化 基本方針を確実に機能させるための体制と方法の制定
3	モニタリング	－	－	モニタリングに係る体制の確保と実施
4	危機管理	－	－	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の部分的な機能停止に留まることを目的とする対応方法及び体制の構築 早期復旧を可能とする体制の構築
		－	－	市の業務継続計画（BCP）と整合する対象業務の事業継続に向けたBCPの改訂と実施
		－	－	災害、事故等の緊急時の対応を可能とする訓練の実施
		－	－	<ul style="list-style-type: none"> 想定外の危機事象に対する現場情報及び技術知見に基づく対応 想定外の危機事象が発生した場合は、速やかに市に報告すること。 統括管理者は市に対し、現場情報及び技術知見に基づくアドバイスをすること。 統括管理者は、市と協議により決定した事項に協力すること。

7. 対象業務に関する要求

7.2 統括マネジメントに関する要求

事業全体の最適化と円滑な進行を目的とした要求事項（水準）（2/2）

統括マネジメントに関する要求				
No.	対象業務（要求項目）	対象	対象期間	要求事項（水準）
5	技術管理	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 必要な技術的能力の向上 技術者、技能労働者等の育成及び確保
		-	-	<ul style="list-style-type: none"> 効率性、安全性、環境への影響等を考慮した、より適切な技術の選定と業務改善による品質の確保
		-	-	<ul style="list-style-type: none"> 契約相手方となるSPC又は共同企業体（JV）が本契約に定める業務をほかのものに行わせるにあたり、法令上定められる要件及び本契約図書が定める要件はもとより、受注者自らが必要と考える実施要件を定め、これを達成可能な適切なものに業務を行わせること。
6	環境対策	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令等の等の基準や要求事項の順守 省エネルギー技術の導入及び効率的な維持管理による温室効果ガス排出量の削減 リサイクル製品やグリーン調達 of 積極的な推進 悪臭等施設周辺の環境対策 施設への出入り車両の交通安全対策の実施 振動・騒音等への配慮 周辺環境・景観への配慮 電波障害に係る対策
7	データの取扱い	前提	-	事業に伴い取得したデータ（運営に当たり形成した情報を含む）の保有財産権の市への残存
		データの取扱い	-	<ul style="list-style-type: none"> 当該データ及び情報の毀損がないよう可能な範囲での電子化の実施 重要性を考慮したバックアップデータの作成
		データの提供	-	<ul style="list-style-type: none"> 事業終了時における、シエーブファイル、CSV、EXCELファイル形式等の汎用的なファイル形式によるデータの提供 取得データを加工し作成した情報については、知的財産権に当たる特殊計算やアルゴリズムの適用がない限り、加工（計算）手法並びにデータの因果関係が認識可能となるテーブル定義書若しくはエンティティモデル図等を添付
8	個人情報保護	-	-	個人情報の保護に関する法律に準拠し、個人情報の取り扱いに関する規程の策定
9	その他	-	-	第三者賠償責任保険のほか、事業契約書に定めるリスク分担を負担するうえで、必要とされる保険への加入等によるリスク回避のための措置

7. 対象業務に関する要求

7.3 計画策定業務に関する要求

施設状況等を踏まえた計画図書の策定及び見直しを目的とした要求事項（水準）（1/2）

計画策定に関する要求				
No.	対象業務（要求項目）	対象	対象期間	要求事項（水準）
10	ストックマネジメント基本計画の策定	第3期ストックマネジメント基本計画策定	令和11年度～令和15年度	
		第4期ストックマネジメント基本計画策定	令和16年度～令和20年度	
11	修繕・改築計画の策定	第3期修繕・改築計画策定	令和11年度～令和15年度	
		第4期修繕・改築計画策定	令和16年度～令和20年度	
12	地震対策計画の策定	地震対策計画策定（予定）		
13	雨天時浸入水対策計画の策定	雨天時浸入水対策計画策定（予定）		

7. 対象業務に関する要求

7.3 計画策定業務に関する要求

施設状況等を踏まえた計画図書の策定及び見直しを目的とした要求事項（水準）（2/2）

計画策定に関する要求					
No.	対象業務（要求項目）		対象	対象期間	要求事項（水準）
14	ストックマネジメント基本計画の策定	基本要件	施設全般	-	<ul style="list-style-type: none"> 施設情報の補完・更新・整理 リスク評価 施設管理の目標設定 長期的な改築事業のシナリオ設定 点検・調査計画の策定 修繕・改築計画の策定
		ストックマネジメントに係る検討	施設全般	-	<ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化を前提とした機能の維持 ストックマネジメント計画導入の効果検証
15	修繕・改築計画の策定	基本要件	第3期修繕・改築計画策定 第4期修繕・改築計画策定	令和11年度～ 令和15年度 令和16年度～ 令和20年度	<ul style="list-style-type: none"> ストックマネジメント基本計画、地震計画との整合 施設の健全性並びに対象施設の工事費用及び施工時期の平準化の確保
		改築に当たっての留意事項	長寿命化対策	-	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化対策実施時点からの処分制限期間以上の使用 当初の設置時点から標準耐用年数以上の使用
			更新工事	-	<ul style="list-style-type: none"> 設置時点から標準耐用年数以上の使用
16	地震対策計画の策定（予定）	基本要件	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の最適化を目的とした計画の策定
17	雨天時浸入水対策計画の策定（予定）	基本要件	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の最適化を目的とした計画の策定

7. 対象業務に関する要求

7.4 処理場・ポンプ場等の性能全般に関する要求

処理場施設における基本的性能の維持向上を目的とした要求事項（水準）（1/1）

処理場・ポンプ場等の性能全般に関する要求					
No.	対象業務（要求項目）		対象	対象期間	要求事項（水準）
18	汚水処理に関する業務	水質基準	pH	－	下水道法施行令（第6条）に基づく基準値：5.8以上8.6以下
			BOD	－	計画放流水質 15.0 mg/L以下
			COD	－	下水道法施行令（第6条）に基づく神奈川県上乘せ基準値：25.0 mg/L（日平均：20.0 mg/L）以下
			SS	－	30mg/L以下
			大腸菌数	－	800CFU/mL
19	汚泥処理に関する業務	廃棄物処理	沈査・し渣の処理	－	沈砂：年●回程度の搬出と処分の実施 し渣：年●回程度の搬出と処分の実施
		汚泥処理	処理場施設附帯施設による濃縮と脱水	－	含水率：85%以下の達成
			処理場施設発生汚泥の運搬	－	適正な処分
20	公害防止に関する業務	騒音規制	処理場・ポンプ場等	－	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第11に規定する規制基準」の遵守
		悪臭規制	処理場・滞水池	－	臭気指数10（敷地境界線上における規制基準）
			気体排出口の規制基準	－	事業所の敷地境界線の地表における規制基準
21	耐震基準に関する業務		施設全般	－	・事業開始時の耐震性能を維持できるよう施設全般についての保全 ・新たに耐震化が図られた施設の継続的な耐震性能の保全
22	事業終了時の施設状況に関する業務		処理場、ポンプ場等（機械・電気、土木）	－	健全度●以下とならないよう、修繕を行うとともに必要に応じ改築を示唆
			処理場・ポンプ場（建築）	－	健全度●以下とならないよう、修繕を行うとともに必要に応じ改築を示唆

7. 対象業務に関する要求

7.5 管路施設の性能全般に関する要求

管路施設における基本的性能の維持向上を目的とした要求事項（水準）（1/1）

管路施設の性能全般に関する要求				
No.	対象業務（要求項目）	対象	対象期間	要求事項（水準）
23	適切な流下能力の確保	市民生活への影響	—	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨の影響がない時において、道路陥没や管路閉塞等による溢水の発生等、直接的に市民生活に影響を与える事象の回避 ・降雨の影響がない時において、管路施設の性能を確保するための点検・調査の頻度等に対する適宜見直しの実施
24	事業終了時の施設状況に関する業務	管路施設（管きよ）	—	緊急度 I 以下ではないこと。 流下能力に支障がないこと。
		管路施設(マンホール、マンホール蓋、ます、取付管)	—	流下能力及び各施設の機能に支障がないこと。

7. 対象業務に関する要求

7.6 処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求

処理場機能の維持向上を目的とした要求事項（水準）（1/8）

処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求				
No.	対象業務（要求項目）	対象	対象期間	要求事項（水準）
25	維持管理全般に関する業務	基本的事項	予防保全資産の健全度把握	<ul style="list-style-type: none"> 【事業開始時】 ・処理場・ポンプ場等の予防保全資産の健全度評価方法に関する長期維持管理計画書の作成 ・事業開始予定日の30日前までの市による確認 【事業期間中】 ・予防保全資産を対象とした5年に1回以上の健全度評価の実施 ・評価結果及び関係情報の電子データ化と整理の実施 ・水処理及び汚泥処理方式の特性や水質試験結果等を踏まえた運転指標と運転条件及び操作指標と操作量に基づく管理方法の確立 ・処理場・ポンプ場等の改築実施にともなう、予防保全、事後保全資産に対する、速やかな健全度評価結果の見直しと電子データ化による整理の実施
			維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> （ア）維持管理要件 ・処理場・ポンプ場等は、24時間監視 ・処理場については、計器目視確認、機器点検、沈砂、し渣、スカムの回収を行うこと。計器目視確認等については、遠隔監視装置等の導入により、代替とすることについて妨げるものではない。 ・ポンプ場等については、機器点検、沈砂、し渣、スカムの回収を行うこと。 ・豪雨、停電、事故発生等の非常時対応を要する事態、又は恐れがある場合には緊急対応ができる体制 （イ）従事職員が有するべき資格 ・法令上定める資格要件を満たす有資格者を配置 ・受注者自らが当該業務を行わせるに当たり必要と認める資格又は経験を有する者の配置
		業務全般	運転管理	<ul style="list-style-type: none"> 処理場・ポンプ場等における以下の実施 ・水質管理（水処理施設の運転操作及び監視等） ・汚泥管理（汚泥処理施設の運転操作及び監視等、汚泥の適正処理） ・エネルギー管理（エネルギー使用箇所や使用量の確認及び記録、燃料調達等）の実施 ・リスク管理（施設の運転操作及び監視等のリスク対応等）
			保全管理	<ul style="list-style-type: none"> 処理場・ポンプ場等における以下の実施 ・保守点検（機器の異常有無の確認、日常点検、消耗品等の管理） ・安全衛生管理（作業環境の保全等）の実施 ・点検・調査（改築時期及び範囲を特定する情報の収集） ・修繕（標準耐用年数未満の設備の一部取換え）

7. 対象業務に関する要求

7.6 処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求

処理場機能の維持向上を目的とした要求事項（水準）（2/8）

処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求					
No.	対象業務（要求項目）	対象	対象期間	要求事項（水準）	
25	維持管理全般に関する業務	放流水質検査	法定試験	—	・法定試験実施による法定基準を満足していることの確認
			自主試験	—	・法定試験とは別に受注者自らが定めた項目及び頻度にて要求水準を満足していることを確認するための試験の実施
		維持管理上の留意	産業廃棄物等	—	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠した適切な処理の実施 ・汚泥等の産業廃棄物、沈砂及びし渣等の外部搬出における、周辺環境への配慮、適切な時間帯の利用、廃棄物の飛散・流出の防止と臭気対策の実施
			施設環境の保全	—	・外構、建屋諸室及び管廊等の清掃、対象施設の衛生の維持 ・各施設の除草、植栽管理、修繕等の実施による美観の維持
			周辺環境の保全	—	・臭気測定の実施、周辺環境の保全状況確認（受注者自らが採取、試験項目及び頻度は、施設の状況を考慮し適切に設定） ・処理場敷地内外の点検実施と異常の有無確認 ・異常発生時の速やかな対応（緊急・恒久対策）と原因特定
		従事職員の要件	法定要件	—	・維持管理を実施するに当たり、法令上定める資格要件を有するものの配置
			実務要件	—	・受注者自らが当該業務を行わせるに当たり必要と認める資格又は経験を有する者の配置
		リスク管理に関する事項	リスク対応計画	—	以下に掲げる2次災害も含めた、地震及び津波並びに局所的大雨により生ずるリスクに対する対応計画の作成 ・停電・施設故障による機能低下・停止 ・燃料貯留槽の破損 ・薬品等の散逸、流出 ・脱水設備等からの有害物質の排出 ・有害物質の流入による活性汚泥等の死滅 ・異常流入 ・その他想定されるリスク
				評価と見直し	—

7. 対象業務に関する要求

7.6 処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求

処理場機能の維持向上を目的とした要求事項（水準）（3/8）

処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求					
No.	対象業務（要求項目）		対象	対象期間	要求事項（水準）
26	維持管理計画書に関する業務	維持管理計画書の作成	長期維持管理計画	令和10年度～令和19年度	以下の事項を含む10年間の維持管理計画書の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・水質管理計画 ・汚泥管理計画 ・保守点検計画 ・エネルギー管理計画 ・リスク対応計画 ・安全衛生管理方針 ・点検・調査計画 ・修繕計画
			年度維持管理計画	事業期間中の各年度	以下の事項を含む当該年に係る年度維持管理計画書を作成。 <ul style="list-style-type: none"> ・水質管理計画を踏まえた年度計画 ・汚泥管理計画を踏まえた年度計画 ・保守点検計画を踏まえた年度計画 ・その他当該年における実施予定業務に関する年度計画
			月間維持管理計画書	事業期間中の各月	以下の事項を含む当該月に係る月間維持管理計画書を作成。 <ul style="list-style-type: none"> ・水質管理計画を踏まえた月間計画 ・汚泥管理計画を踏まえた月間計画 ・その他当該月における実施予定業務に関する月間計画

7. 対象業務に関する要求

7.6 処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求

処理場機能の維持向上を目的とした要求事項（水準）（4/8）

処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求					
No.	対象業務（要求項目）		対象	対象期間	要求事項（水準）
27	維持管理報告書の提出	保守点検報告書	処理場・ポンプ場等	事業期間中の各年度	以下の報告 ・保守点検計画 ・保守点検実績 ・故障・修繕、不具合箇所一覧
		水質管理報告書	処理場・ポンプ場等	事業期間中の各年度 事業期間中の各月	以下の報告 ・水質管理計画 ・水質管理実績 ・要求水準の達成状況
		汚泥管理報告書	処理場	事業期間中の各年度 事業期間中の各月	以下の報告 ・汚泥管理計画 ・汚泥処理実績 ・汚泥搬出計画 ・汚泥搬出実績 ・要求水準の達成状況
28	処理場・ポンプ場等における運転管理に関する業務	前提要件	運転管理に関する基本的要件	—	・安定して良好な処理水質を維持と適切な汚泥処理の実施 ・下水道施設全体にわたる水質・水量等の監視、測定、記録の実施と蓄積された記録データ（水質管理情報）の運転操作等への反映
		水質に関する事項	水質管理計画	—	【水質管理目標】 放流水質基準を遵守するため、流入水量・水質等の情報に基づき受注者自らが安定的運用するにあたり必要と考える、運転操作上の指針と水質管理目標値の記載
				—	【水質試験】 以下の水質試験に実施手法の記載 ・法定試験（放流水） ・管理のための試験 ・監視のための試験（流入水及び放流先）
				—	【運転操作方法】 ・水質管理目標を達成するため、各施設の運転操作と水質試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度の設定 ・水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度の設定 ・各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合を考慮した運転方法の設定

7. 対象業務に関する要求

7.6 処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求

処理場機能の維持向上を目的とした要求事項（水準）（5/8）

処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求					
No.	対象業務（要求項目）	対象	対象期間	要求事項（水準）	
28	処理場・ポンプ場等における運転管理に関する業務	水質に関する事項	水質管理の実施	-	処理場・ポンプ場等の水処理フローを習熟のうえ、個々の施設の能力を踏まえた操作の実施
			評価と見直し	-	水質管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じた見直しの実施
			水質管理記録の利活用	-	水質管理により蓄積されたデータ及び知見の計画及び設計への積極的な活用
		放流水質基準を満たさない場合等の対応	悪質排水の流入への対応	-	<ul style="list-style-type: none"> 放流水質の達成、未達成によらない速やかな市への報告 放流水質基準の未達成、又はその恐れが生じた場合における、市との対応協議と緊急改善措置の実施 放流水質の異常における正常値への復旧達成に向けた、改善措置の実施と、その効果及び改善状況の市への報告
			-	【水質管理目標値が未達、又はその恐れが生じた場合の措置】	<ul style="list-style-type: none"> 市への報告と、その原因の究明 原因が悪質排水の流入等以外の場合は、受注者の負担による改善措置の実施 放流水質が正常値となるまで、改善措置の効果、改善状況についての市への報告
				【要求水準が未達となる恐れが生じた場合の措置】	<ul style="list-style-type: none"> 市への速やかな報告と、緊急改善措置の実施 悪質排水の流入時等を除いた、受注者の負担を前提とする予防・改善措置と効果確認の確認 放流水質基準未達の懸念が払拭されるまで、改善措置の効果、改善状況についての市への報告 改善措置の効果の確認と計量証明書の提出と、費用の負担
汚泥処理に関する事項	汚泥管理計画	-	以下の要件について記載 【汚泥管理目標】 <ul style="list-style-type: none"> 汚泥処理施設を適正に管理するための運転操作上設定する汚泥含水率等の基準 搬出条件等を満足する基準を受注者自らの設定 【汚泥試験】 <ul style="list-style-type: none"> 既存維持管理業務と同等の試験の実施方法 【運転操作方法】 <ul style="list-style-type: none"> 汚泥管理目標を達成するための各施設の運転操作と汚泥試験結果の相互関係の明示 各施設・設備の適切な運転条件、操作手法及び監視頻度の設定 濃縮汚泥の高濃度化、脱水の高効率化、省エネルギー化の明示 		

7. 対象業務に関する要求

7.6 処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求

処理場機能の維持向上を目的とした要求事項（水準）（6/8）

処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求						
No.	対象業務（要求項目）	対象	対象期間	要求事項（水準）		
28	処理場・ポンプ場等における運転管理に関する業務	汚泥処理に関する事項	汚泥管理の実施	—	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場・ポンプ場等の汚泥処理フローに対する十分な理解 ・汚泥管理目標の達成を前提とした各施設・設備の適切な運転、操作及び監視の実施 ・汚泥試験結果等を踏まえた評価と見直しの実施 	
			評価と見直し	—		
			汚泥管理記録の利活用	—		汚泥管理により蓄積されたデータ及び知見の計画及び設計への積極的な活用
		エネルギー管理に関する事項	エネルギー管理計画	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握の上、エネルギー管理計画の策定 ・放流水質基準への影響評価など、水質管理計画及び汚泥管理計画との調整 ・以下の記載 <ul style="list-style-type: none"> (ア) エネルギー管理目標の設定 運転操作の工夫等によって実現できるエネルギー管理目標 (イ) エネルギー削減方法及び運転操作方法 目標を達成するため有効と考えられるエネルギー削減方法と、その実現のための設備の運転操作方法
				—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場・ポンプ場等の処理フローに対する精通 ・エネルギー管理目標の達成を前提とした各施設・設備の適切な運転、操作及び監視の実施 ・電力使用量原単位及び温暖化ガス排出量の抑制に努める
				—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理結果等を踏まえた評価と見直しの実施
				—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の安全管理手法等に即した安全管理方針の策定 ・安全管理方針に即した運転管理業務を実施
		安全衛生管理	安全管理方針に基づく業務の実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の保守点検状況や測定機器等を把握のうえ保守点検計画を策定 ・放流水質基準への影響評価、中期・年度改築実施覚書等との調整のうえ以下について記載 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 日常的な巡回による点検の実施 ✓ 運転状態の日常的傾向や異常の有無、経過時間等を確認 ✓ 異常がある場合の保守対応 ✓ 処理場等施設・設備の機能維持のための目視や測定装置の使用等による異常の有無の確認
		保守点検に関する事項	前提	—	—	—
				—	—	—

7. 対象業務に関する要求

7.6 処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求

処理場機能の維持向上を目的とした要求事項（水準）（7/8）

処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求					
No.	対象業務（要求項目）		対象	対象期間	要求事項（水準）
29	処理場・ポンプ場等における保全管理に関する業務	保守点検に関する事項	保守業務	—	処理場・ポンプ場等施設内の機器に対して、定期的な油の補充・交換及び清掃並びに異常が発生に対し調整・修理・取替等を行うことを前提としたうえで以下を実施 (ア) 保守点検計画 ・対象施設、保守点検項目、保守点検方法及び判定基準、保守点検周期等の具体的実施事項について記載 (イ) 評価と見直し ・保守点検の実施結果等を踏まえ、毎年度必要に応じて計画の見直しを実施 (ウ) 保守点検記録の利活用 ・保守点検により蓄積されたデータ及び知見の調査の精度向上を目的とした積極的な活用
			日常点検業務	—	・各機器の異常の有無及び作動状況を確認し、その状況を記録
			定期点検業務	—	・各機器の損傷、腐食及び摩耗状況等の確認 ・修理等の対策の必要性、対策方法等の検討を目的とした定期的な点検の実施と記録
			法定点検業務	—	・関係法令等に定める点検及び検査の実施
		調査に関する事項	前提	—	改築時期及び範囲の特定を目的とした、以下を踏まえた情報収集の実施 ・目視・聴覚等による定性的な状態把握や、調査対象の特性に応じた測定機器等の利用による劣化状態の確認と記録 ・調査結果の妥当性に対する客観的な判断を可能とする必要情報の明示
			調査計画	—	以下の項目を包含する調査計画の作成 ・各設備の管理方法 ・対象施設 ・実施時期 ・調査単位 ・調査方法 ・概算費用
			評価と見直し	—	・調査の実施結果等を踏まえた計画見直しの実施
			調査記録の情報提供	—	・調査により蓄積された情報の改築担当者への積極的な情報提供の実施

7. 対象業務に関する要求

7.6 処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求

処理場機能の維持向上を目的とした要求事項（水準）（8/8）

処理場・ポンプ場等の維持管理に関する要求					
No.	対象業務（要求項目）		対象	対象期間	要求事項（水準）
29	処理場・ポンプ場等における保全管理に関する業務	修繕に関する事項	前提	—	<ul style="list-style-type: none"> 揚水・水処理・汚泥処理に影響を与えない、事故並びに機能低下及び故障停止の未然防止を目的とした修繕の実施
			修繕計画	—	<ul style="list-style-type: none"> 以下を踏まえた修繕計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 予防保全的修繕 (イ) 事後保全的修繕 対象機器、施工時期、修繕内容、判定基準の記載 経年劣化及び修繕履歴等から想定される故障事例の提示 それに対する具体的な対応策を記載 (ウ) 評価と見直し 状況の変化や改築計画と整合する計画見直の実施
			予防保全的修繕	—	<ul style="list-style-type: none"> 設備の重要度等が高く、老朽化の進捗を目視・聴覚や測定機器を用いて把握することが可能な設備に対する状態監視保全を前提とした予防保全的修繕の実施 状態監視保全設備に対する稼働時間・点検・調査結果に基づいた計画的な修繕の実施 老朽化の進捗を把握することが困難な設備に対する時間計画保全の実施
			事後保全的修繕	—	<ul style="list-style-type: none"> 突発的に発生した故障・事故による被害を最小限に抑えるための対策と速やかな修繕の実施
		物品等の調達管理に関する事項	物品等の調達と管理	—	<ul style="list-style-type: none"> 適切な品質及び規格を有する物品等の採用 運転に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等の調達 その他運転に必要な全ての機械器具、計測機器、工具類、事務機器類及びその他雑用類の調達
		緊急時及び災害対応等業務	緊急時体制	—	<ul style="list-style-type: none"> 常に迅速な対応を可能とする緊急時及び災害対応等における連絡体制、出動体制の確保 逗子市地域防災計画に準拠した参集方法の設定
30	その他	電気工作物に関する事項	電気工作物の適正管理	—	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法に基づく保安規程の制定 電気工作物の巡視、点検及び測定の実施 技術基準を遵守するための修理、改造及び移設等の実施 電気主任技術者の選任 必要に応じ、電気主任技術者の監督のもと補助業務を行う作業責任者の専任 保安規程及び主任技術者の届出の実施
		施設情報管理に関する事項	施設情報の管理と更新情報の反映	—	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理、保守点検で発生した情報（異常・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報、水質・運転情報）の市が提供する「ストック台帳（処理場・ポンプ場等）」への反映及び管理 C S V、E X C E Lファイル形式等の汎用的なファイル形式による提出

7. 対象業務に関する要求

7.7 管路施設の維持管理に関する要求

道路陥没、溢水等の発生抑止を目的とした要求事項（水準）（1/4）

管路施設の維持管理に関する要求						
No.	対象業務（要求項目）		対象	対象期間	要求事項（水準）	
31	維持管理全般に関する業務		目的	-	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の仕組みや構造、機能等を理解、関連法令の遵守を前提とした予防保全視点による計画的かつ効率的・効果的な管理の実施 事業期間を通じて施設の老朽化等による道路陥没が発生しない最適な維持管理方法の選択と実現 	
			基本的事項	維持管理体制	-	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 維持管理要件 計画的な点検・調査の実施 測量、設計業務の外、工事の設計積算、管理業務など遂行できる体制 住民からの対応要求に対する即日の一時対応と解決化に向けた取り組みの実施 対応困難な案件の市に速やかな報告 災害や事故発生等の非常時に緊急対応できる体制の構築 取付管工事の設計・施工などの実施 法令上に掲げる有資格者が実施すべき業務に対する有資格者の配置 (イ) 従事職員が有するべき資格 法令上定める資格要件を満たす有資格者を配置 受注者自らが当該業務を行わせるに当たり必要と認める資格又は経験を有する者の配置
			業務内容	維持管理	-	<ul style="list-style-type: none"> 保守点検（巡視による日常点検、目視等により異常の有無の記録） 点検・調査（改築時期及び範囲を特定する情報の収集） 管路汚泥浚渫業務（流下能力低下に伴う管路内の堆積物除去） 修繕（標準耐用年数未満の設備の一部取換え） 緊急時及び災害時対応（連絡体制、出動態勢等） 管路占用申請書類作成（道路、河川） 安全管理（作業環境の保全等）
			業務内容	住民対応	-	<ul style="list-style-type: none"> 24時間窓口対応 苦情等に対する一時対応（現場確認、安全確保、苦情内容の聞き取り、定型事象の応急対応、修繕） 定型外事象、苦情、要望等に対する対応と発注者への報告の実施および対応確認 地域住民等に対する業務内容の説明 事業関係者の理解と協力を得るとともに、紛争等の回避

7. 対象業務に関する要求

7.7 管路施設の維持管理に関する要求

道路陥没、溢水等の発生抑止を目的とした要求事項（水準）（2/4）

管路施設の維持管理に関する要求

No.	対象業務（要求項目）		対象	対象期間	要求事項（水準）
32	維持管理計画書に関する業務	維持管理計画書に関する事項の作成	年度維持管理計画	事業期間中の各年度	以下の事項を含む当該年に係る年度維持管理計画書を作成。 ・保守点検計画を踏まえた年度計画 ・その他当該年における実施予定業務に関する年間計画
			月間維持管理計画書	事業期間中の各月	以下の事項を含む当該月に係る月間維持管理計画書を作成。 ・保守点検計画を踏まえた月間計画 ・その他当該月における実施予定業務に関する月間計画
33	巡視、点検調査等業務	巡視	巡視	—	目視等による地上部（道路面、マンホール蓋及びその周辺）の異常等の有無確認と記録
			一般事項	—	ストックマネジメント計画に基づく点検・調査
		点検・調査	点検	—	・管内目視や管口カメラ等により、管路施設が埋設された道路の状態、マンホール蓋の状態、マンホール本体の内面及びマンホールから目視できる範囲の管きよの内面や堆積物あるいは下水の流下状況を確認し、異常を検出する。 【工種及び予定実施数量】 ・管路（自然流下管 腐食環境下）：約14,936m ・管路（自然流下管 一般環境下）：約90,410m ・管路（圧送管 腐食環境下）：約1,820m ・管路（圧送管 一般環境下）：約174m
			調査	—	・潜行目視調査やテレビカメラ調査により、管路施設内の損傷・劣化の程度を確認する。 【工種及び予定実施数量】 ・管路（自然流下管 腐食環境下）：約2,490m ・管路（自然流下管 一般環境下）：約10,580m
		管路汚泥浚渫	汚泥浚渫	—	・管路の流下能力を確保するために、管路内の汚泥を除去する
処分	—		・産業廃棄物処理法に基づき、適正に汚泥処分を行う		

7. 対象業務に関する要求

7.7 管路施設の維持管理に関する要求

道路陥没、溢水等の発生抑止を目的とした要求事項（水準）（3/4）

管路施設の維持管理に関する要求					
No.	対象業務（要求項目）		対象	対象期間	要求事項（水準）
34	修繕に関する業務	-	修繕計画	-	(ア) 予防保全的修繕 対象施設、施工時期、修繕内容、判定基準の記載 (イ) 事後保全的修繕 経年劣化及び修繕履歴等から想定される不具合事例と具体的な対応策の記載 (ウ) 評価と見直し 状況の変化や改築計画との整合と必要に応じた計画の見直しの実施
			予防保全的修繕	-	施設の重要度が高く、老朽化の進捗を目視（テレビカメラ調査含む）にて把握することが可能な施設に対する状態監視保全として予防保全的修繕の実施 ・状態監視保全施設については、点検・調査結果にもとづいた計画的な修繕の実施 ・老朽化の進捗を把握することが困難な施設に対する時間計画保全の実施
			事後保全的修繕	-	・突発的に発生した故障・事故による被害を最小限に抑えるための対策と速やかな修繕の実施
35	緊急時及び災害対応等業務	-	緊急時体制	-	・常に迅速な対応を可能とする緊急時及び災害対応等における連絡体制、出動体制の確保 ・逗子市地域防災計画に準拠した参集方法の設定
36	安全管理に関する業務	安全管理	一般事項	-	・公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止 ・作業中は気象情報に十分注意を払い、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制の構築 ・安全を担保することを目的とした、受注者自らが定める具体的な安全管理方法の設定と実施 ・安全管理方法の年度維持管理計画書への記載 ・労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置の実施と地震等発生時の対応策を設定

7. 対象業務に関する要求

7.7 管路施設の維持管理に関する要求

道路陥没、溢水等の発生抑止を目的とした要求事項（水準）（4/4）

管路施設の維持管理に関する要求

No.	対象業務（要求項目）		対象	対象期間	要求事項（水準）
36	安全管理に関する業務	安全管理	安全衛生管理方針	—	<p>以下の安全衛生管理方針を踏まえた業務の実施。</p> <p>（ア）安全教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に従事する者に対する定期的な当該業務に関する安全教育の実施と作業員の安全意識の向上 ・酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）で定める酸素欠乏危険作業に関する業務について教育を行うこと。 <p>（イ）労働災害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な現場作業環境の持続 ・機械器具その他の設備の常時点検実施による作業従事者の安全確保 ・マンホール、管きよなどの内外で作業を行う場合の酸素欠乏症等防止規則に準じた酸素欠乏危険作業主任者による管理統制下での作業の実施 ・酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無の作業開始前と作業中の常時測定 ・換気等事故防止に必要な措置と呼吸用保護具等の常備 ・作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合の緊急措置の実施 ・酸素及び硫化水素の測定結果の記録と保存
			公衆災害防止	—	<p>以下を踏まえた公衆災害防止策の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理と保安対策の実施 ・作業現場に業務内容を明示した標識の設置、夜間の十分な照明及び保安灯の設置による通行人、車両交通等の安全確保 ・交通整理員による車両及び歩行者の通行の誘導による交通整理の実施 ・路上作業に対する所轄の警察署への道路使用許可の申請と許可条件を遵守 ・関係官公署の指示の遵守
37	その他	留意事項	管路施設の維持管理業務全般	—	<ul style="list-style-type: none"> ・重要問題に対する写真が貼付された作業記録簿の作成と発注者請求に対する速やかな提示
		施設情報管理に関する事項	施設情報の管理と更新情報の反映	—	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理、保全管理で発生した情報（異常情報・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報）を市が提供する「下水道台帳及び管きよ調書、ストック台帳」への反映及び管理 ・シエプファイル、CSV、EXCELファイル形式等の汎用的なファイル形式による提出
		物品等の調達・監理に関する事項	物品等の調達と管理	—	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な品質及び規格を有する物品等の採用 ・維持管理に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等の調達 ・その他運転に必要な全ての機械器具、計測機器、工具類、事務機器類及びその他雑用類の調達

7. 対象業務に関する要求

7.8 工事発注支援に関する要求

工事発注支援を目的とした要求事項（水準）（1/1）

工事発注支援に関する要求					
No.	対象業務（要求項目）	対象	対象期間	要求事項（水準）	
38	工事発注支援に関する業務	設計	調査	－	・改築設計に必要な地質調査（ボーリング調査、標準貫入試験、各種室内試験）
			測量	－	・設計業務に必要となる基準点測量、水準測量、現況測量、縦・横断測量など ・改築に伴い、用地取得が必要となった際の分筆登記、所有権移転登記などの目的とした境界確認測量、測量図作成など ・法令上定める資格要件を満たす有資格者を配置
			設計	－	・「下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）」に準拠した耐震性能の確保 ・工事施行の技術的支援、問題解決
		工事発注図書（改築・耐震化工事）	工事費積算（当初・変更）	－	・下水道用設計標準歩掛表による工事費積算 ・県単価、物価資料価格の適用 ・標準歩掛がない際の見積りによる積算基準の提示 ・県単価や物価資料に価格がない際の特別調査や見積りによる価格の提示
			設計図書（案）	－	・下水道関連の施工に必要な仕様書の作成
			積算根拠資料	－	・発注者の設計図書確認を目的とした根拠資料（歩掛・単価など）の作成
		占用申請	占用申請書	－	・設計図に基づく管路工事に伴う各管理者への占用申請書類の作成

7. 対象業務に関する要求

7.9 処理場・ポンプ場等及び管路施設の改築に関する要求（更新実施型）

処理場・ポンプ場等及び管路施設の改築（更新実施型）を目的とした要求事項（水準）（1/2）

契約終了時の措置に関する要求					
No.	対象業務（要求項目）	対象	対象期間	要求事項（水準）	
39	改築工事に伴う業務	施工	責任施工	—	<ul style="list-style-type: none"> 施設の処理能力及び性能、施工に関する法令遵守 要求水準を確保するために必要な費用の原則受託者負担
			施工に伴う許認可	—	<ul style="list-style-type: none"> 施工に当たって必要となる許認可等の取得（許可申請手数料を含む） 市が行う関係機関への申請、報告又は届出等の書類作成及び手続き等への協力
			施工監理	—	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書に示される施工に対する施工管理（品質・出来形管理）の実施 完成時の不可視部分、履行状況の確認を可能とする写真の保管と提出 施工の進捗状況を管理し、記録を提出 工程遅延が見込まれるときの市への事前報告
			安全管理	—	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法等関連法令に基づく措置の担保 関係者及び関係機関と緊密な連絡と安全の確保 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置が必要な場合の同条第2項の規定に基づく措置を講じる者の指名 既存施設等に損害を与えた場合の市及び関係機関への報告と応急措置及び補修の実施
		運転及び性能試験	試運転	—	<ul style="list-style-type: none"> 本施設を構成する設備等が必要な設計仕様を満足していることの確認と総合的な運転調整としての試運転の実施 当該実施に関する要領を記載した試運転計画書の作成 市立ち合いの承諾
			性能試験	—	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準に示す性能及び設計図書を満足することを確認するための性能試験の実施 市立ち合いの承諾
		市の実施確認による検査	工事目的物に対する検査	—	<ul style="list-style-type: none"> 逗子市工事検査規定に基づき、対応をすること 市の実施確認による検査の受検と成果図書2部の作成 完成図書2部の1部市への提出と残り1部の受託者による保管

7. 対象業務に関する要求

7.9 処理場・ポンプ場等及び管路施設の改築に関する要求（更新実施型）

処理場・ポンプ場等及び管路施設の改築（更新実施型）を目的とした要求事項（水準）（2/2）

契約終了時の措置に関する要求					
No.	対象業務（要求項目）		対象	対象期間	要求事項（水準）
40	その他	既存施設の解体撤去	解体撤去による産業廃棄物の搬出	—	産業廃棄物処理票（マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることの確認
			建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用	—	建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）の遵守
			有価物の処理	—	請負代金内訳書それぞれにおいてスクラップ控除として計上と受注者責任による処理
		国交付金交付要綱に関する事項	国の交付金交付対象の改築計画、設計及び施工	—	交付金交付要綱等に対する適合
		会計実地検査等	補助事業	—	必要に応じた会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助
		工事実績データ	施工実施時又は変更時	—	<ul style="list-style-type: none"> ・工事実績情報システム（CORINS）に応じた「登録用データ」又は「実績データ」の作成と登録 ・監理技術者の専任等、登録情報の適正についての確認

7. 対象業務に関する要求

7.10 契約終了時の措置に関する要求

次期ウォーターPPPへの円滑な引継ぎを目的とした要求事項（水準）（1/2）

契約終了時の措置に関する要求				
No.	対象業務（要求項目）	対象	対象期間	要求事項（水準）
41	施設及び設備の取扱いに関する業務	契約終了時の対応	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、委託業務の契約期間が満了したとき、電子データ及び関連図書等を市または市が指定する者に対して、無償にて引き渡しをすること。 引継ぎ義務を負うのは、運転監視、維持管理、コンサルタント業務に必要なデータとし、業務の履行に支障がない状態での事業者の特許、ノウハウに該当するデータ、マニュアル等については除外する。 事業者は、原則として、市が指定した時期から契約期間満了までの期間を業務引継期間とし、市または市が指定した者に対して、適切に引継ぎを行うこと。
		契約途中解除の対応	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、委託業務の契約が途中解除されたとき、電子データ及び関連図書等を、市または市が指定する者に対して、無償にて引き渡しをすること。 引継ぎ義務を負うのは、運転監視、維持管理、コンサルタント業務に必要なデータとし、業務の履行に支障がない状態での事業者の特許、ノウハウに該当するデータ、マニュアル等については除外する。 事業者は、原則として、市が指定した時期から契約期間満了までの期間を業務引継期間とし、市または市が指定した者に対して、適切に引継ぎを行うこと。 事業者は、契約が途中解除されたときは、市が契約期間内において指定する期日まで、事業者の負担により、導入した機器及び電子計算システムについては無償で差し出しすること。
42	引継ぎに関する業務	引継ぎ文書の作成	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、業務準備期間を通して引継ぎ事項を記録し、引継書を作成すること。 本業務の開始後、各業務の留意点等について新たな事項が判明した場合は適宜引継書の内容を更新し、契約期間終了時に市または市が指定する者への引渡しを行うこと。 引継書には、少なくとも以下の項目を記載すること。なお、業務の履行に支障がない状態での事業者の特許、ノウハウは除く。 <ol style="list-style-type: none"> ① 業務マニュアル及び業務手順書 ② 運転したときの総合的な機能の発揮状況 ③ 薬品、燃料、消耗品、補修用資器材の在庫量 ④ 計装設備などの調節状況 ⑤ 運転操作方法 ⑥ 市からの貸与品の一覧 ⑥ その他市が必要とするもの

7. 対象業務に関する要求

7.10 契約終了時の措置に関する要求

次期ウォーターPPPへの円滑な引継ぎを目的とした要求事項（水準）（2/2）

契約終了時の措置に関する要求				
No.	対象業務（要求項目）	対象	対象期間	要求事項（水準）
42	引継ぎに関する業務	引継ぎ文書の暫定版の提出	－	本事業終了日の180日前までの引継ぎ文書の暫定版の提出
		引継ぎ文書の最終版の提出	－	本事業終了日までに引継ぎ文書の最終版を提出
		技術指導の実施	－	事業期間終了時までの任意の期間における、市又は市の指定する者に対する技術指導の実施
		作成に当たっての留意	－	対象施設固有の維持管理上の留意点を明確に把握可能とする引継ぎ文書の作成
		契約期間終了時の状態	－	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、業務終了前に十分な期間を設けて、市と事業者で機器の健全度を確認した上で引き継ぎ、契約期間終了時において、本業務の全ての対象施設が正常性能を発揮できることを確認した上で業務を終了すること。なお、運営期間終了日から1年間が経過するまでの間に、全ての対象施設について、事業者の責めに帰すべき事由による損害が認められた場合、事業者は損害の復旧をすること。 ・契約期間終了時に、市または市から指名された者が業務終了時に施設機能確認を行い、適正な維持管理のもとでは想定できないような著しい機能低下が認められる場合には、事業者が自らの負担により施設の機能回復を行うものとする。なお、事業者の創意工夫や、修繕計画が認められず、機能低下が進行したものは除外する。 ・履行期間開始時に支給された貸与品は、すべて返却し、予備品・消耗品等については、完了引継ぎ時に在庫品リストを提示する。
43	その他	次期事業主体への転籍	－	<ul style="list-style-type: none"> ・次期事業主体が転籍での受け入れを希望に対する、全従業員に対する意向確認等の実施 ・転籍を希望する従業員の記録の次期事業主体への送付
		契約及び許認可の承継	－	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者が締結している契約及び保有している許認可等について次期事業主体による承継への協力 ・承継を希望する契約又は許認可等に関する資料の次期事業主体への送付
		施設評価への協力	－	・市又は次期事業主体による施設の要求水準達成の可否判定のための施設評価への協力
		事業に係る文書の提供	－	・本事業に関する最新文書の全ての市又は次期事業主体への提供
		施設の引き渡し	－	・要求水準に適合した状態での市又は次期事業主体への引渡

8. アンケートの実施と今後のスケジュール

8. アンケートの実施と今後のスケジュール

8.1 アンケート協力のお願い

皆様の **ご意見** をお聞かせください

Webアンケートでの回答にご協力お願いいたします。

パソコンから

<https://forms.office.com/r/cWpR8S3SPH>



ブラウザから右のアドレスにアクセスし、アンケートにご回答願います。

スマホから



スマホで右のQRコードを読み取りアンケートページにお進みのうえ、ご回答願います。

逗子市下水道事業におけるウォーター
PPP導入に向けたマーケットサウンディ
ング調査



8. アンケートの実施と今後のスケジュール

8.2 今後のスケジュール

アンケート回答結果を踏まえ、必要に応じて個別ヒアリングを実施

実施項目	開催スケジュール
説明会開催（アンケート配布）	令和8年1月14日（水）
アンケート回答	令和8年1月23日（金）まで
個別ヒアリング 会場：逗子市浄水管理センター	令和8年2月2日（月）、10日（火）、24日（火）、 25日（水）のいずれかを予定
実施結果概要の公表	令和8年3～4月を予定